

請願第一〇号

熊本市政治倫理条例の改定に関する請願

主旨

調査請求に必要な署名の収集期間は、現行どおり「定めない」規則のまま置いてください。

理由

上程が予定されている議会活性化特別委員会の改定案によると、規則を改定して、これまで署名収集の期限の定めはなかったものを「六十日」以内とすることになっていますが、これは市民が調査請求を行おうとするとき、たいへん厳しいハードルとなります。

本条例を改定すべき合理的理由は存在せず、また署名収集期間を六十日とする妥当性についての論議も説明も、私たち市民の耳には届いていません。

納得できる理由もなく、市民に与えられた調査請求権に制限を加える改定は、とうてい容認できませんので、改定案の修正を求めて右記のように請願いたします。

二〇一二年六月四日

紹介議員

北益
口田
和牧
皇子

熊本市議会議長

津田征士郎殿